

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社竹内製作所		コード	6432
提出日	2023/4/21	異動(予定)日	2023/5/25	
独立役員届出書の提出理由	2023年5月25日開催の定時株主総会にて監査等委員である取締役1名選任の議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	草間 稔	社外取締役	○								△									有
2	小林 明彦	社外取締役	○	▲																有
3	岩淵 道男	社外取締役	○														○			有
4	宮田 裕子	社外取締役	○														○	新任		有
5																				

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	草間稔氏は過去に当社の主要な取引銀行である株式会社八十二銀行の業務執行者でありましたが、同氏は2012年5月に株式会社八十二銀行を退職しております。現時点においては当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性に特段の問題はありません。	草間稔氏は永年勤務した銀行で培われた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見を当社の経営の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たしております。また、左記に記載の通り同氏は過去に当社の主要な取引銀行である株式会社八十二銀行の業務執行者でありましたが、現在は同行を退職し同行の影響を受ける立場にありません。なお、当社と同行の間では、過去3事業年度において、借入額が当社の総資産の2%を超える借入金取引はございません。以上のことから同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
2	小林明彦氏は、2014年5月まで当社の執行役員として、2015年3月まで参与として従事しておりました業務執行者の近親者であります。社外取締役への選任時点(2015年4月)では、当該業務執行者は当社を退職しております。現時点においては当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性に特段の問題はありません。	小林明彦氏は弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、法科大学院教授としても活躍しております。その知見を当社の経営の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たしております。また、左記に記載の通り同氏は過去に当社の業務執行者であった者の近親者であります。社外取締役への選任議案決定時点(2015年4月)では、当該業務執行者は当社を退職しており独立性基準に抵触していません。なお、当社は過去に同氏に対する株主総会への立ち会いによる報酬の支払いがありました。年額20万円未満であり、多額の報酬の支払いには該当していません。以上のことから同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
3		岩淵道男氏は公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その知見を当社の経営の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
4		宮田裕子氏は、米国や英国での海外勤務を含めグローバルな経験を有する人材であり、ユニリーバ社およびバイエル社の日本法人にて、経営メンバーとして事業全般の意思決定、ガバナンス、コンプライアンスに関わり、特に人事面(グローバル人材の育成、ダイバーシティ&インクルージョン、労働安全衛生、職場環境の向上等)では、現場のオペレーションからグローバル本社の戦略的プロジェクトに至るまで、豊富な経験と深い見識を有しております。その知見を活かして、当社の経営を監査・監督いただくとともに、当社が取り組むESG課題に関して、有効な助言を期待できるものと考え、社外取締役に選任しました。同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しました。
5		

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。